

特例販売業者（平成18年改正法附則第14条） 自己点検表

自己点検項目

（1） 業務所について

- ① 許可証を店舗内の見やすい場所に掲示しているか。

（2） 医薬品等について

- ① 都道府県知事が指定した品目以外の医薬品を貯蔵，陳列，販売等していないか。
- ② 不良医薬品等を貯蔵，陳列，販売等していないか。
- ③ 不正表示医薬品等を貯蔵，陳列，販売等していないか。
- ④ 医薬品について虚偽又は誇大な広告等をしていないか。
- ⑤ 承認を受けていない医薬品について効能・効果等に関する広告をしていないか。
- ⑥ 医薬品を譲り受けたとき及び薬局開設者等に対して販売等した場合に，販売等の記録をつけているか。当該記録を3年間保管しているか。
- ⑦ 医薬品の適正な使用のために必要な情報提供等を行っているか。
- ⑧ 医薬品による危害を防止するために必要な情報提供等を行っているか。

（3） 毒薬・劇薬

- ① 毒薬，劇薬の表示が正しく行われていない医薬品を貯蔵，陳列，販売等していないか。
- ② 毒薬，劇薬は他のものと区別して陳列貯蔵しているか。
- ③ 毒薬は鍵をかけて貯蔵しているか。
- ④ 毒薬，劇薬の封かんや容器を開いて販売，授与していないか。
- ⑤ 毒薬，劇薬を一般の人に販売授与する場合，譲渡文書に必要事項を記載して譲受人の署名又は記名押印を受けて渡しているか。
- ⑥ 毒薬，劇薬を医薬品販売業者，医師等に販売授与する場合，公務所の証明によって渡しているか。
- ⑦ 毒薬，劇薬の譲渡記録を2年間保存しているか。
- ⑧ 毒薬，劇薬を14歳未満の者等に交付していないか。